

蕨市パブリック・コメントの実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 蕨市市民参画と協働を推進する条例（平成24年蕨市条例第19号。以下「条例」という。）第7条第1項第2号に定めるパブリック・コメントの実施については、別に定めがある場合を除き、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント 市の基本的な計画、条例等の策定等の過程において、当該計画、条例等の案の趣旨、内容等を広く公表し、公表したものに對し市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、その意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内に事務所又は事業所を有するもの
 - エ 蕨市に対して納税義務を有する者
 - オ その他パブリック・コメントに係る事案に利害関係を有するもの

(対象事項)

第3条 パブリック・コメントの対象となる市の基本的な計画、条例等（以下「対象事項」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画又は個別の行政分野における施策の基本方針
その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）

(3) 市の基本的な方向を定める憲章又は宣言の制定又は改廃

(4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、対象事項が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメントの対象としないことができる。

(1) 緊急を要する場合

(2) 軽微な改定等の場合

(3) 市に裁量の余地がない場合

(4) 法令等の規定により意見等を聴取する手続が定められている場合

(5) 市の機関内部の事務処理に関するものの場合

(案の公表)

第4条 市は、対象事項の意思決定前に、対象事項の案（以下「案」という。）を公表するものとする。

2 市は、前項の規定により案を公表するときは、市民等が理解しやすいよう案の趣旨、目的、背景等必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) ホームページへの掲載

(2) 市が指定する場所での閲覧

2 市は、前項の規定により公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限その他意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

(意見等の提出)

第6条 市は、前条の規定により公表した日から原則として21日以上提出期間を設け、意見等の提出を受けるものとする。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市が指定する場所への持参

- (2) 郵便
 - (3) 電子メール
 - (4) ファクシミリ
 - (5) その他市が必要と認める方法
- 3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）及び電話番号を明示しなければならない。

（提出された意見等の取扱い）

第7条 市は、提出された意見等を考慮して対象事項について意思決定を行うものとする。

- 2 市は、前項の規定により意思決定を行ったときは、当該意思決定された対象事項のほか、市民等から提出された意見等及び当該意見等に対する市の考え方を公表しなければならない。
- 3 第5条第1項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（実施状況の公表）

第8条 市は、パブリック・コメントを実施している案件の一覧を作成し、公表するものとする。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成19年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱は、施行日以後に実施機関が策定する対象政策等について適用し、この要綱の施行の際現に立案過程にある対象政策等については、適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するも

のとする。

附 則（平成25年2月12日要綱第9号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。